

競争法コンプライアンス規程

一般社団法人 日本舶用工業会

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本舶用工業会（以下、「当会」という。）は、事業活動を推進するに当たり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）及び同法と同様の趣旨で制定された各国・地域の競争法（以下、併せて「競争法」という。）を遵守し、当会の活動が、競争法上の違反行為をしていると疑われる状況を作ることなく、日本の舶用工業界全体の発展に寄与し続けることを目的とし、本規程を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、すべての当会会員企業の役職員（以下、「会員」という。）並びに当会専務理事、常務理事及び職員（以下、「事務局役職員」という。）に適用する。

(責任者)

第3条 本規程の当会における総括責任者は会長とし、専務理事がその事務を補佐するものとする。

(規程の変更又は廃止)

第4条 本規程の変更又は廃止は、理事会の決議によるものとする。

第2章 会議及び会合

(会議及び会合における遵守事項)

第5条 当会が主催するすべての会議（総会、理事会、諮問委員会、委員会、部会など、委員会規程第7条に基づき議事録に記録を残す会議をいう。）（以下、「会議」という。）及びすべての会合（研究会、賀詞交歓会、懇親会、懇談会など、会議以外で当会の活動とされるすべての会合）（以下、「会合」という。）においては、次のような行為を行うための議論や情報交換を行ってはならない。

- (1) 販売価格、供給数量等を取り決めて競争を制限する行為
- (2) 価格戦略、価格構成、価格変更の予定等の申し合わせ

- (3) 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限等の申し合わせ
- (4) 取引先、取引数量、売上高、市場占有率等を取り決めて競争を制限する行為
- (5) その他競争法に抵触するおそれのある行為

(会議及び会合への当会職員の出席)

第6条 会議及び会合には、競合関係の有無にかかわらず、原則として、事務局役職員が参加するものとする。

(会議における議題・資料の事前確認)

第7条 会議に出席する事務局役職員は、会議において予定される議題及び配布される資料について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認するものとする。

(会議・会合の進行等)

第8条 会議において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、議長は、当該発言をした者に対して、発言を中止するよう求め、それにもかかわらず発言者が問題となりうる発言を中止しなかった場合には、議長は、当該会議を終了させ、終了事由を議事録に残すものとする。また、会議終了後に議長は専務理事に報告するものとする。

2 会合において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、当該会合に出席した事務局役職員は、発言者に発言を中止するよう求め、中止されない場合には、会合を終了させるものとする。その場合、事務局役職員はその内容を専務理事に報告する。

(会議における出席者及び当会役職員の役割)

第9条 会議における出席者及び事務局役職員は、会議の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長に対して発言者への注意を促す等、議長の議事進行を補佐するものとする。

第3章 統計情報

(統計業務)

第10条 統計業務は、専務理事により指名された事務局役職員（以下、「統計担当者」という。）のみが行う。

2 統計担当者は、会員から提供を受ける統計情報は必要に応じ機密事項として扱い、他の会員を含む第三者に流出しないよう厳重な管理を行うものとする。

3 会員に対して統計情報を提供する場合は、具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなる

よう概括的かつ集合化した情報のみを提供するものとする。ただし、会員がホームページ等で一般に公開し、誰もが容易に収集できる情報については、当会の統計担当者が情報を収集し、会員各社に提供することができる。

第4章 自主規格等

(自主規格の制定)

第11条 当会が制定する自主規格は、特定の事業者（非会員を含む）に対して、競争法上問題となり得る差別的な内容とならないものとする。

- 2 当会は、前項の自主規格の利用を会員に強制する等競争法上問題となる行為を行わないものとする。
- 3 当会が自主規格を制定するときは、関係する会員から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、知見のある第三者から意見聴取を行うものとする。

第5章 教育・研修

(研修)

第12条 専務理事は、次のことに留意して、事務局役職員に対して本規程に関する研修を適宜実施し、事務局役職員の理解及び知識向上に努めるものとする。

- (1) 当会の活動は、必然的に競合会社が接触する機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に有していること。
- (2) 事務局役職員が競争法コンプライアンスに係る知識を有することが、会員からの信頼感や安心感の醸成につながるとともに、当会に対する社会的信頼を得ることにつながること。

(会員への周知徹底)

第13条 当会は、本規程をホームページで公開するなど、会員への周知徹底を図るものとする。

第6章 罰則等

(罰則)

第14条 事務局役職員が、本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則に従って懲戒する。

(再発防止)

第15条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、当会は、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じるものとする。

附 則

本規程は、平成27年6月19日より施行する。